

第 4 章 公平審査関係

公平審査制度は、職員の身分保障、権利救済を目的として地方公務員法によって創設されたものである。これは、中立、公正な第三者機関である人事委員会に準司法的機能を与え、任命権者の人事上の権限行使についてチェックし、もって適正な行政運営を確保することにある。

1 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法は、違法又は不当な不利益処分の事後的な救済を目的として審査請求の制度を設けている（第 49 条から第 51 条の 2 まで）。これは、任命権者によって懲戒等自己の意に反する不利益な処分を受けた職員が、人事委員会に対して審査請求を行い、人事委員会は、その処分を審査して、適法かつ妥当であればこれを承認し、違法又は不当であれば当該処分の取消しや修正をするとともに、必要があれば、任命権者に対して、その職員が被った不当な取扱いを是正する措置を指示するものである。

令和 5 年度から令和 6 年度に引き継がれた事案は 9 事案 14 件（うち昭和 60 年以前に請求がなされたものは、7 事案 12 件）であったが、令和 6 年度は新たな審査請求はなかった。

令和 6 年度においては、2 事案 2 件について処分承認の裁決を行い、昭和 60 年以前に請求されたものについて 2 事案 3 件の取下げを受理したため、令和 7 年 3 月末における係属事案は、7 事案 9 件である。

なお、係属中の事案は、次のとおりである。

係属中の不利益処分審査請求事案

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

事案名	処分者	処分内容	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	停職 減給 戒告	現在 9件

2 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法は、職員が、給与・勤務時間その他の勤務条件について適当な措置がとられることを可能にするため勤務条件に関する措置の要求の制度を設けている（第46条から第48条まで）。職員は、職員としての地位に基づく経済上の権利を確保するため、当局（権限を有する地方公共団体の機関）の適当な措置がとられるべきことの審査を人事委員会に求めることができる。そして、人事委員会は審査の結果これを認めるべきと判断したときは、その権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については当局に実行させるため必要な措置を勧告するものである。

令和5年度から令和6年度に引き継がれた事案はなかった。令和6年度中に新たに措置要求された事案は2件あり、そのうち、1件は取り下げられ、1件は却下した。

令和7年3月末における係属事案はない。

3 苦情相談

地方公務員法は、人事委員会の事務として職員からの苦情を処理することを定めており（第8条）、当委員会では、平成17年度から相談窓口を設け、審査請求や措置要求までに至らないような勤務条件などに関する職員からの苦情相談を行っている。

令和6年度における相談件数は37件（前年度40件）、相談の主な内容は、パワハラ・セクハラ等22件、勤務条件10件、給与関係3件、公平審査関係1件、その他1件となっている。